



2026 年 9 月 30 日

各 位

会 社 名	三菱化工機株式会社
代表者名	代表取締役 社長執行役員 田中 利一 (コード：6331、東証プライム)
問合せ先	企画管理統括本部副本部長 兼 企画部長 中谷 朋喜 (TEL. 044-333-5354)

基準日後株主の議決権付与に関するお知らせ

本日付で公表いたしました「三菱化工機株式会社と月島ホールディングス株式会社の経営統合に関する経営統合契約及び株式交換契約の締結、並びに三菱化工機株式会社の吸収分割による持株会社体制への移行、商号変更その他の定款の一部変更及び代表取締役の異動に関するお知らせ」(以下「本経営統合プレスリリース」といいます。)に記載のとおり、当社と月島ホールディングス株式会社(以下「月島ホールディングス」といい、当社と月島ホールディングスを総称して「両社」といいます。)は、2027 年 4 月 1 日(予定)をもって、対等の精神に基づいた経営統合(以下「本経営統合」といいます。)を実施すべく、①当社を吸収分割会社、本日設立した当社の完全子会社であるMKKネクスト株式会社(以下「分割準備会社」といいます。)を吸収分割承継会社とする吸収分割(以下「本吸収分割」といいます。)により、当社を持株会社化するために必要な一部の機能に係る事業を除く一切の事業に関する権利義務を分割準備会社に承継して当社を持株会社化し、②本吸収分割の効力発生を条件として、両社による株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を実施し、③当該持株会社の下で一連の取引(詳細は、本経営統合プレスリリースの「I. 本経営統合について」の「2. 本経営統合の要旨」の「(1) 本経営統合の方式」をご参照ください。)を実施して、グループ内の事業を再編することに合意し、本日開催の両社の取締役会決議により、両社は、対等の精神に基づいた経営統合契約及び本株式交換に関する株式交換契約を、また、当社は、本日開催の当社の取締役会決議により、本吸収分割に関する吸収分割契約を、それぞれ締結いたしました。

これに伴い、当社は、2027 年 6 月開催予定の定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)における議決権の基準日後に、本株式交換により当社の普通株式を取得する者に対して、月島ホールディングスの定時株主総会の議決権の基準日に係る定め of 削除を内容とする定款変更が効力を生じること、及び、本株式交換の効力が生ずることを条件として、本定時株主総会における議決権を付与することを本日付で決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 議決権を付与する株式

本株式交換により交付する当社普通株式

(参考)

本株式交換により交付する当社の普通株式の数 34,811,735 株 (予定)

上記の本株式交換により交付する当社の普通株式の数は、2026 年 6 月 30 日時点における月島ホールディングスの普通株式の発行済株式総数(40,125,800 株)及び自己株式数(567,010 株)に基づいて算出しております。

当社は、本株式交換に際して、当社が月島ホールディングスの発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)の月島ホールディングスの株主の皆様に対し、その保有する月島ホールディングスの普通株式に代えて、本株式交換に係る交換比率(月島ホールディングスの普通株式 1 株に対して当社の普通株式 0.88 株)に基づいて算出した数の当社の普通株式を割当て交付する予定です。また、交付する当社の普通株式については、当社が保有する自己株式を一部充当するとともに、新たに普通株式 34,151,480 株の発行を行う予定です。

なお、月島ホールディングスは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する月島ホールディングスの取締役会の決議により、基準時の直前時において月島ホールディングスが保有する自己株式(本株式交換に関する会社法第 785 条第 1 項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。)の全部を、基準時をもって消却することを予定しているため、実際に当社が交付する普通株式数は今後修正される可能性があります。

2. 議決権を付与する理由

当社及び月島ホールディングスは、本経営統合プレスリリースに記載のとおり、2027 年 4 月 1 日(予定)を効力発生日として本株式交換を行う予定です。

これに伴い、当社は、本定時株主総会において、本株式交換により当社の普通株式を取得する月島ホールディングスの株主に対しても議決権を付与することが、本経営統合の趣旨に合致するものであると判断し、会社法第 124 条第 4 項の規定に基づき、月島ホールディングスの定時株主総会の議決権の基準日に係る定めを削除を内容とする定款変更が効力を生じること、及び、本株式交換の効力が生ずることを条件として、本定時株主総会における議決権の基準日(2027 年 3 月 31 日)後に本株式交換により当社の普通株式を取得する者に対しても議決権を付与することといたしました。

以上